

加盟店取引約款の一部変更について

現 行	変更案
<p>第 1 条（約款の趣旨）</p> <p>株式会社トイカード（以下「当社」といいます）が発行する前払式支払手段である「こども商品券」及び「こども商品券カードタイプ」等（以下「商品券」といいます）の取扱加盟店に加盟の申し込みをする事業者（以下「加盟店申込者」といいます）は、加盟承認後当社と取引を開始し、継続するに当たって、本約款に従って取引をしていただくものとします。当社と加盟店の関係は、本約款の定めに従い規律され、解釈されるものとします。</p>	<p>第 1 条（約款の趣旨）</p> <p>株式会社トイカード（以下「当社」といいます）が発行する前払式支払手段（<u>資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 3 条第 1 項第 1 号</u>）である「こども商品券」及び「こども商品券カードタイプ」（以下「商品券」といいます）の取扱加盟店に加盟の申し込みをする事業者（以下「加盟店申込者」といいます）は、加盟承認後当社と取引を開始し、継続するに当たって、本約款に従って取引をしていただくものとします。当社と加盟店の関係は、本約款の定めに従い規律され、解釈されるものとします。</p> <p>なお、「こども商品券カードタイプ」の内、その裏面に<ノベルティ用>と記載があるもの(以下「ノベルティ用商品券」といいます)は、「<u>資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 3 条第 1 項の「前払式支払手段」に該当しないため、同法第 20 条に基づく保有者に対する前払式支払手段の払戻し、同法第 31 条に基づく発行保証金の還付の対象外となりますが、ノベルティ用商品券につきましても、本約款により規定する「商品券」に含め、本約款により規律され、解釈されるものとします。</u></p>
<p>第 17 条（附則）</p> <p>この約款は、<u>平成 30 年 10 月 18 日</u>から効力を生ずるものとします。</p>	<p>第 17 条（附則）</p> <p>この約款は、<u>平成 30 年 12 月 21 日</u>から効力を生ずるものとします</p>

※変更理由：「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号）の適用の有無を明確に記載するため（下線部は変更部分）